

○千歳市日常生活用具給付事業実施要綱

別表 1 (第 2 条、第 3 条、第 8 条関係)

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の原則 3 歳以上の障害児者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	85,000円 (録音再生機)	6 年
			②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	48,000円 (再生専用機)	
	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上のなお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の障害児者 (本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上	視覚障害者及び知的障害者	41,000円	6 年

	及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者で、障害の程度が重度又は最重度である18歳以上の者	が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用音声式体温計	視覚障害2級以上の身体障害児者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児者	点字により作成された図書	—	—
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の身体障害児者	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の身体障害児者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。原則として学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	250,000円	8年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児者であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
視覚障害者用活字	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記	99,800円	6年

字文書読上げ装	の障害児者であつて原則として学齢児以上のもの	載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの		
点字器 (標準型)	原則として学齢児以上の視覚障害児者	①32マス18行、両面書真鍮板製 ②32マス18行、両面書プラスチック製	10,800円 6,800円	7年
点字器 (携帯用)		①32マス4行、片面書アルミ製 ②32マス12行、片面書プラスチック製	7,450円 1,700円	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害児者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児者又は発声・発語に著しい障害を有する児・者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	18,800円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信す	88,900円	6年

			るもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの		
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の身体障害児者であって原則として学齢児以上のもの		視覚障害児者、上肢障害児者がパソコン等を容易に使用できるようにする周辺機器やソフト	200,000円	5年
人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者	①	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (気管カニューレ付き)	5,150円	4年
		②	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池充電器を含む)	8,240円	5年
埋込型人工喉頭用人工鼻	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者		呼気を加湿・加温する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもので、障害児が容易に使用し得る次に掲げるもの ア 気管孔に取り付けるフィルター(カセット) イ アを取り付けるための接続器具 ウ 接着剤及び剥離剤	一月当たり 23,760円	—
便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等		障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
			障害児が容易に使用し得る	9,850円	

		のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	もの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 上肢障害2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児・者として判定された者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	温水又は温風を出し得るものであり、障害児者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	102,100円	8年	
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年	
	相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの			

	度であるもの及び 身体障害者手帳の 交付を受けた児童 であって、当該手帳 に身体上の障害（下 肢又は体幹機能障 害に係るものに限 る。）の程度が1級 又は2級である者 で、それぞれ原則と して3歳以上の者			
特殊寝台	次の各号のいずれ かに該当する者 (1) 下肢又は体 幹機能障害2級 以上 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者	腕、脚等の訓練のできる器 具を付帯し、原則として使 用者の頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整できる機 能を有するもの	154,000円	8年
訓練いす	下肢又は体幹機能 障害2級以上の原 則として3歳以上 の身体障害児	原則として付属のテーブル を付けるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	次の各号のいずれ かに該当する者 (1) 下肢又は体 幹機能障害2級 以上の原則とし て学齢児以上の 身体障害児 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの	154,000円	8年
特殊尿器	次の各号のいずれ	尿が自動的に吸引されるも	67,000円	5年

	かに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児者で、原則として学齢児以上の者(常時介護を要する者に限る。) (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	ので、障害児者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの		
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児者で原則として3歳以上の者(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児者で、原則として学齢児以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	介助者が障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
携帯用会話補助	音声機能若しくは	携帯式で、ことばを音声又	98,800円	5年

装置	言語機能障害児者 又は肢体不自由児 者であって、発声・ 発語に著しい障害 を有する原則とし て学齢児以上の者	は文章に変換する機能を有 し、障害児者が容易に使用 し得るもの		
入浴補助用具	次の各号のいづれ かに該当する者 (1) 下肢又は体 幹機能障害児者 であって、入浴に 介助を必要とす る原則として3 歳以上の者 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助で き、障害児者、難病患者等 又は介助者が容易に使用し 得るもの。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うもの を除く。	90,000円	8年
移動用リフト	次の各号のいづれ かに該当する者 (1) 下肢又は体 幹機能障害2級 以上の身体障害 児者で原則とし て3歳以上のも の (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者	介護者が重度身体障害児者 又は難病患者等を移動させ るに当たって、容易に使用 し得るもの。ただし、天井 走行型その他住宅改修を伴 うものを除く。	159,000円	4年
移動・移乗支援 用具	次の各号のいづれ かに該当する者 (1) 平衡機能又 は下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内の	おおむね次のような性能を 有する手すり、スロープ等 であること。 ア 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 分踏まえたものであつ	60,000円	8年

		移動等において 介助を必要とする 身体障害児者 であり、原則とし て3歳以上の者 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者	て、必要な強度と安定性 を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり 動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具 とする。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うも のを除く。		
頭部保護帽	起立や歩行が不安 定で転倒しやすい 障害児者		転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作	15,700円 37,900円	3年
保護ブーツ	下肢又は体幹機能 障害2級以上であ って、日常生活にお いて車椅子を使用 する者のうち、原則 として3歳以上で ある者		車椅子使用時に下肢の保温 や防寒による疾病防止又は 怪我防止を目的としたもの	15,000円	3年
つえ	平衡機能や下肢、体 幹に障害があり、歩 行の際に支持が必 要な身体障害児者 で、原則として学齢 児以上の者		①十分な強度を有する木材 製。ニス塗装 ②転倒防止用のアイスピッ ク等を装着する場合 ①軽金属製 ②転倒防止用のアイスピッ ク等を装着する場合	2,310円 (夜光材付 3,570円) 1,575円 3,150円 (夜光材付 4,410円) 1,575円	3年
視覚障害者用物 品識別装置	視覚障害2級以上 の身体障害児者で あって原則として		あらかじめ情報を登録した 記録媒体を読み取り、対応 する録音済みの音声を再生	37,800円	5年

		学齡児以上のもの	する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの		
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の原則として学齡児以上の者(特殊便器への取替えをすすめる場合は、上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの(屋内における改修及び玄関から道路までの通路部分等の屋外における改修に限る。) ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他アからオの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	一の住宅につき200,000円(千歳市障害者住宅改修資金助成事業の助成金の交付を受けた者については、当該交付を受けた額を含む。)まで	—	
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 腎臓機能障害3級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500円	5年	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年	

ネブライザー	次の各号のいずれかに該当する者	障害児者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者		56,400円	
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 障害等級2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	

		(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者			
非常用電源装置	身体障害児者又は難病患者等であつて、人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器など生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的		①発電機 障害児者又は介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850V A以上のもの	121,000円	10年
			②ポータブル電源(蓄電池) 障害児者又は介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	88,000円	6年
			③カーインバーター障害者又は介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの ①、②、③のいずれか1つ	30,000円	6年
ストマ用装具	膀胱・直腸機能障害を有し、ストマを造設した原則として	①蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開	一月当たり 8,858円 (双孔式	—	

	3歳以上の身体障害児者	放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	17,716円)	
		②蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	一月当たり 11,639円 (双孔式 23,278円)	
紙おむつ	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの並びに脳性まひ等の脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難なもので、3歳以上のもの	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	一月当たり 12,000円	—
洗腸装具	治療によって軽快する見込みのない	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	一月当たり 12,000円	—

		<p>ストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの</p>			
収尿器（男性用）	<p>脊椎損傷等の尿失禁、排尿のコントロールが十分に出来ない原則として学齢児以上の身体障害児者</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製</p>	①普通型	7,950円	1年
			②簡易型	5,900円	
収尿器（女性用）		①普通型	8,800円		
		<p>耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。ラテックス製又はゴム製</p> <p>②簡易型</p> <p>ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き。</p>	6,100円		
パルスオキシメーター	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）</p>	<p>①障害者（児）が容易に使用し得るもの。</p> <p>②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、医師の意見書等で必要性が認めら</p>	42,000円	5年	
			157,500円		

	<p>であって、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、人工呼吸器を装着している者であって、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	れ、障害者（児）が容易に使用し得るもの。		
視覚障害者用地 デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上 で、原則として学齢 児以上の者	地上デジタル放送のテレビ 音声を受信可能なもので、 視覚障害者（児）が容易に 操作できるもの	29,000円	6年

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表2 (第6条関係)

所得区分	負担上限月額
生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円
当該年度分の市町村民税非課税世帯	
当該年度分の市町村民税課税世帯	37,200円

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- この表において「世帯」とは住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする障害者本人が18歳以上の場合は、本人及び配偶者に限るものとする。
- 4月から6月までの月分の負担上限月額に係る所得区分の認定を行うときは、この表中の「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護者世帯と見なして取扱う。